保育所等入所申込書類チェックリスト <表面>

ご自身で必要書類をご確認のうえ(下記チェックリストにチェック)、お申込みください。 不明な点は、愛川町子育て支援課(TEL:046-285-6932)へお問合せください。

このチェックリストは 提出不要です

	確認欄	必須書類						注意事項		
		1	様式1 保育所	等入所申込	書(兼 教育・偽	保育給付支給認定	・申込	み児童1名につき1枚必要です。		
			申請書)				・食物	アレルギーがある方は 2-2 も合わせてご提出くた	さい	
		□ 2-1 様式 2 保育所等入所申込袖			補助書		(食物	カアレルギーが無い方は 2-2 は提出不要です)。		
		2-2 食物アレルギー調査票(食物)			アレルギーがある	5方のみ提出)				
ľ		3	保育の必要性	の事由を確認	・下記 3-1~3-11 のうち該当するもの					
ŀ		4 保育所等入所申込に関する			確認書		・1世帯1枚を日付・署名をご記入のうえご提出ください。			
			①マイナンバー	届出書			・②、③の書類は、以下のとおりです。			
		5 ②マイナンバー		確認書類(保護者のうち 1 名分)						
			③本人確認書	類(保護者のうち1名分)						
				いずれか 1 点						
				・マイナンバー	イナンバーカード(裏面)					
				・通知カード ※1 郵送提出の場合、マイナンバーが分かる面のコピーを同封してください。						
				・マイナンバーが記載された住民票の写し(または住民票記載事項証明書)						
				※1:令和2年5月25日以降に、氏名、住所等の記載事項の変更がある方は、マイナンバーカード、						
				マイナンバーが記載された住民票の写し(または住民票記載事項証明書)のいずれかを提出してください。						
				(通知カードは不可です。)						
		3本人	人確認書類		1 点で可能なもの(顔写真付の公的証明書)					
		郵送提出の場合 ①顔写真		・マイナンバーカード(表面)・運転免許証・パスポート・身体障害者手帳						
				・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳・在留カード等						
				2点必要なもの A2点 または A1点とB1点						
		②氏名		A 顔写真なしの公的証明書				B 顔写真付の証明書		
		③生年月日または		(氏名と生年月日または住所の記載があるもの)				(顔写真の掲載があるもの)		
		住戶		・保険証		年金手帳		・学生証		
			る面のコピーを			児童扶養手当証書		・法人が発行した証明書		
→		同封してください。		•特別児童扶養手当証書 等		・公的機関発行の資格証明書				
	確認欄				保育の必要性の事由を確認する書類(必須書類)					
		保護者の状況			提	出書類		注意事項		
			居宅外固定就		られた就労証明書					
		3-1	(就労時間が定	Eめられた			・就労先で証明してもらってください。			
			就労)				************************************			
			居宅外変則就労		等が ②就労日が分かるシフト表の 就労) コピー(1ヶ月分,任意様式)		・変則就労の方は、シフト表も忘れずにご用意ください。			
		3-2 (就労曜日・時 定められていな								
				い就労)						
		3-3 自営			①就労証明書 ②開業届または確定申告書のコピー		・就労	証明書は事業主がご記入ください。		
-										
	_	3-4 居宅内就労(内		①就労証明書				証明書はご本人がご記入ください。		
				9職)	②出来高証明			高証明書(納品書や明細書)のコピーをご添付	くださ	
-					コピー(3か月分)		い。		4L	
		_	育児休業			(復職年月日入り)		月の翌月 10 日までに、育休取得中のお勤め できない場合(復職前に退職した等)は退所と		
		3-5 (入所後復職予		②育児休業からの復職に関する		すので、ご注意ください。		みソム		
			1	-	申立書		[]			

保育所等入所申込書類チェックリスト <裏面>

確認欄		保育の必要性の事由を確認する書類(必須書類)						
		保護者の状況	提出書類	注意事項				
	3-6	妊娠・出産	母子手帳のコピー	・母子手帳の表紙と分娩(出産)予定日を確認できるページのコピーを提出してください。				
			①求職活動等に関する申立書 または、	・②は就労先(内定)で証明してもらってください。・求職の場合は、入所月の翌々月5日までに就労し、就				
	3-7	求職活動/内定	就労先内定に関する申立書 ②就労証明書(内定の場合のみ)	 労証明書の提出が必要です。提出ができない場合は退所となりますので、ご注意ください。 ・内定の場合は、入所月の翌月 10 日までに、内定したお勤め先での就労が必要となります。 				
	3-8	疾病	①申立書(疾病·負傷等) ②診断書	・診断書は、保育が困難な状態である旨、傷病名及びその期間が記載されたものが必要となります。				
	3-9	障害	①申立書(疾病・負傷等) ②障害者手帳等※のコピー	※身体障害者手帳の場合 ・手帳番号、本人欄、障がい名・交付履歴(記載がある場合)が確認できる部分のコピー ※療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の場合 ・手帳番号、本人欄が確認できる部分のコピー				
	3-10	同居親族の介護・看護	①申立書(介護・看護) ②要介護・看護の確認ができる書類 のコピー ③タイムスケジュール(任意様式)	・要介護の確認ができる書類とは、介護保険被保険者証・ 障害者手帳等※のコピー、診断書 ・要看護の確認ができる書類とは、障害者手帳※のコピー、 診断書				
	3-11	就学	①在学証明書 ②授業時間割のコピー					
確認欄		<u> </u>	世帯状況により必要な書類					
			提出書類	注意事項				
	6	離婚前提で別居している方	・離婚前提であることが確認できる 書類(離婚調停期日通知書や 事件係属証明書のコピー等)	・提出ができない場合は、配偶者の方の各種書類も必要になります。				
	7	提出した利用申込書につい て、希望保育施設や内容に 変更がある方	保育所等入所申込変更届出書					
	8	転園したい方	上記 1~3 の書類	・育児休業中の場合、転園でき次第復職することが前提と なります。				
	9	生活保護を受給中の方	生活保護受給者証の写し					